

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成35年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成35年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第70号
平成30年3月9日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進について（通達）
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）が成立し、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入するとともに、厚生労働省は、別添「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号）のとおり、許可の基準を規定した法第7条第1項第2号を根拠として、暴力団排除条項を整備した。よって、各都道府県警察にあっては、都道府県等（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）との緊密な連携の下、養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進に努められたい。

記

1 排除対象者

- (1) 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- (2) 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

養子縁組あっせん事業の許可を受けようとする者又は養子縁組あっせん事業者が、1の排除対象者に該当するか否か確認する必要がある場合は、都道府県等の養子縁組あっせん事業を主管する課の長（以下「養子縁組あっせん事業主管課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年

12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号)に基づき、適切に対応すること。

なお、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、養子縁組あっせん事業者が1の排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合は、当該事業者が所在する区域を管轄する養子縁組あっせん事業主管課長に対し、通知を行うこと。

また、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

3 保護対策

養子縁組あっせん事業を主管する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

別記様式は省略

別添

子家発0309第1号
平成30年3月9日

各

| | | | |
|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 |
| 指 | 定 | 都 | 市 |
| 児 | 童 | 相 | 談 |
| 所 | 設 | 置 | 市 |

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について

平成30年4月より、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）が施行される。

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有する事業者等は、法に基づく養子縁組あっせん事業の担い手としては極めて不相当であることから、そのような事業者等の養子縁組あっせん事業からの排除を徹底する必要がある。また、法第26条に規定する事由に該当する養親希望者に対し、養子縁組のあっせんが行われることのないようにする必要がある。このため、下記に留意の上、養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、本通知の記1（1）及び（2）の内容は、警察庁とも協議済みであり、また同庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から警視庁組織犯罪対策部長及び各道府県警察本部長等宛ての別添「民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進について」（平成30年3月9日付け警察庁丁暴発第70号）が発出されているので、本通知と併せて参考とされたい。

記

1 養子縁組あっせん事業の許可の適正な実施

（1）暴力団員に対する対応について

養子縁組あっせん事業の許可については、法第7条第1項第2号において、社会的信望を有することが許可基準の一つとされている。このため、養子縁組あっせん事業の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、社会的信望を有するとは言えないことから、許可をしてはならない。

① 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(以下「暴力団員等」という。)に該当する法人

- ② 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- ④ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しておそれのある法人

なお、「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。
- ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。

- (2) 暴力団員等該当性に関する警察への情報提供依頼及び申請への対応について
養子縁組あつせん事業の許可申請を受けた都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。）は、許可を受けようとする法人の役員（以下この1において「申請者」という。）が（1）の①から④までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」（参考様式1。以下この1において同じ。）により確認した上で、暴力団員等該当性について、警察に対して「照会書」（参考様式2）により情報提供を求めること。

警察に対し、暴力団員等該当性の情報を求めるに当たっては、警視庁、道府県警察本部の暴力団対策担当課を窓口とすることとし、以下の点に留意すること。

- ① 法第7条第1項に規定する許可基準が同項第2号を除いて満たされ、かつ、法第8条に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことが確認された段階で、「宣誓書」の写しを添付するとともに、申請者の人定事項（住所、氏名、ふりがな、生年月日、性別）を明らかにして行うこと。
- ② 警察に対して情報提供依頼を行うことについて、申請者から同意を得ること。その際、許可の申請事項ではない申請者の生年月日及び性別について、提供を求めること。
- ③ ②の同意又は提供を得られない場合は、申請に係る許可基準を満たすことの確認ができないため、許可ができないことを丁寧に説明すること。
- ④ それでもなお②の同意又は提供を得られない場合は、許可基準を満たすことの確認ができないことを理由に当該申請を拒否すること。

警察からの情報提供により、申請者が暴力団員等と関係を有すると判明した場合は、許可基準に該当しないことを理由に、養子縁組あつせん事業の許可をしない旨を申請者に示すこと。

また、許可を受けた後、民間あつせん機関が暴力団員等と関係を有すること

が疑われる場合も、上記と同様の方法により警察に対して情報提供を依頼することが可能である。それにより、民間あっせん機関が暴力団員等と関係を有すると判明した場合は、許可基準に該当しないことから、速やかな是正を求めること。

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者等への対応について

法第8条（同条第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定により、申請者が以下のいずれかに該当する場合は、養子縁組あっせん事業の許可をしてはならない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（法第8条第3号）
- ② 法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。2（2）において「児童ポルノ規制法」という。）その他国民の福祉に関する法律（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号。2（2）において「令」という。）第1条各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（法第8条第4号）
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者（法第8条第5号）

(4) 犯歴情報の確認について

養子縁組あっせん事業の許可の申請を受けた都道府県等は、申請者が（3）の①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」により確認した上で、当該申請者の本籍地の市町村に対して、法第8条の規定により必要な照会である旨を添えて、「刑罰証明書の交付について（依頼）」（参考様式3）により犯歴情報の照会を行うこと。

なお、犯歴情報の照会に当たっては、「宣誓書」の写しを添付し、申請者の人定事項（氏名、生年月日、本籍地等）を明らかにして行うとともに、（2）の②から④までを準用すること。

市町村からの情報提供により、申請者が欠格事由に該当すると判明した場合は、欠格事由に該当することを理由に、養子縁組あっせん事業の許可をしない旨を申請者に示すこと。

また、許可を受けた後、民間あっせん機関が欠格事由に該当することが疑われる場合も、上記と同様の方法により市町村に対して犯歴情報の照会をすること。それにより、民間あっせん機関が欠格事由に該当すると判明した場合は、法第16条第1項の規定に基づく許可の取消しや同条第2項の規定に基づく事業の停止命令等の必要な措置を講ずること。

(5) 児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について

養子縁組あっせん事業の許可の申請を受けた都道府県等は、申請者が(3)の③に該当しないことを確認するため、「宣誓書」による確認を基本としつつ、(4)による確認に加え、必要に応じて申請者の居住地等の都道府県等に対して、「照会書」(参考様式4)により、

- ・ 申請者の里親としての登録状況
 - ・ 申請者に関し、児童相談所が相談を受け付け、判定会議・援助方針会議等の結果、相談種別を「児童虐待相談」と決定した事案の有無
 - ・ 申請者が被措置児童等虐待を行ったことの有無
- について照会を行うなど、適宜確認を行うこと。

なお、照会に当たっては、「宣誓書」の写しを添付するとともに、(2)の②から④までを準用すること。

また、都道府県等からの情報提供により、申請者が欠格事由に該当すると判明した場合、又は、許可を受けた後、民間あっせん機関が欠格事由に該当することが疑われる場合の対応については、(4)を準用すること。

2 養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施

(1) 暴力団員に対する対応について

民間あっせん機関が養子縁組のあっせんを行ってはならない養親希望者については、法第26条において規定されているが、養子縁組あっせん事業の許可基準とは異なり、養親希望者が社会的信望を有しないことをもって一律に排除することとはされていない。

しかしながら、養親希望者又はその同居人(以下この2において「養親希望者等」という。)が暴力団員等と関係を有する場合には、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんは極めて慎重に行うべきである。そのため、民間あっせん機関は、養親希望者等が暴力団員等と関係を有しないことを「宣誓書」(参考様式5。以下この2において同じ。)により確認するとともに、養親希望者等との面会や家庭訪問等により暴力団員等と関係を有することが疑われる場合には、児童の最善の利益を図る観点から、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんについては慎重に検討を行うこと。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者等への対応について

民間あっせん機関は、法第26条(同条第2号から第4号までに係る部分に限る。)の規定により、養親希望者等が以下のいずれかに該当する場合は、養子縁組のあっせんを行ってはならない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(法第26条第2号)
- ② 法、児童福祉法、児童ポルノ規制法その他国民の福祉に関する法律(令第2条各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（法第 26 条第 3 号）

- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者（法第 26 条第 4 号）

なお、このような法第 26 条の規定の趣旨を踏まえれば、養親希望者等が①から③までに該当するか否かの確認を行うことは、民間あっせん機関に対する法律上の要請であると解すべきである。

（3）犯歴情報の確認について

民間あっせん機関は養子縁組のあっせんを行うに当たり、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」により確認した上で、養親希望者等が里親として登録されている場合を除き、当該養親希望者等の本籍地の市町村に対して、「刑罰証明書の交付について（依頼）」（参考様式 6）により犯歴情報の照会を行うこと。

犯歴情報の照会に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）における第三者提供に関する規定に照らして、本籍地の市町村に対して、養親希望者等の個人情報を提供して犯歴情報の照会を行うことについて、養親希望者等から同意を得ること。当該同意が得られない場合は、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれにも該当しないことの確認ができないため、養子縁組のあっせんが行えないことを丁寧に説明すること。
- ② それでもなお①の同意が得られない場合は、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれにも該当しないことの確認に協力が得られないことを理由に、当該養親希望者への養子縁組のあっせんを行わないこと。
- ③ 「宣誓書」及び「あっせん許可証」（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 4 条第 1 項に規定するあっせん許可証をいう。）の写しを添付すること。
- ④ 本籍地の市町村においては、各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で犯歴情報の提供を行うものであるが、本通知を照会先の市町村に示し、養親希望者等の犯罪歴を確認する必要性について説明すること。

市町村からの情報提供により、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれかに該当すると判明した場合、民間あっせん機関は、法第 26 条の規定に基づき、養子縁組のあっせんを行ってはならない。

（4）児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について

民間あっせん機関は、養親希望者等が（2）の③に該当しないことを確認するため、「宣誓書」による確認を基本としつつ、（3）による確認に加え、必要に応じてこれらの者の居住地等の都道府県等に対して、「照会書」（参考様式 7）

により、

- ・ 養親希望者等の里親としての登録状況
- ・ 養親希望者等に関し、児童相談所が相談を受け付け、判定会議・援助方針会議等の結果、相談種別を「児童虐待相談」と決定した事案の有無
- ・ 養親希望者等が被措置児童等虐待を行ったことの有無

について照会を行うなど、適宜確認を行うこと。

なお、照会に当たっては、(3)の①から④までを準用するとともに、都道府県等からの情報提供により養親希望者等が(2)の③に該当すると判明した場合、民間あっせん機関は、法第26条の規定に基づき、養子縁組のあっせんを行ってはならない。

(5) 民間あっせん機関による確認に係る周知及び協力について

管内の民間あっせん機関に対して、本通知の内容を周知すること。

また、民間あっせん機関が(3)及び(4)の確認を適正に行えるよう、都道府県等は、管内市町村に対して本通知の内容を周知するとともに、民間あっせん機関から(4)の照会があったときは必要な協力を行うこと。

3 留意事項

本通知に基づき行われる情報交換に係る情報については、目的以外には利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他の情報管理に万全を期すこと。

また、参考様式については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

宣誓書

1 誓約事項

- ① 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する養子縁組あっせん事業の許可基準を満たすこと
- ② 法第8条に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
- ③ 以下のいずれにも該当しないこと

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人
- ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人

2 同意事項

- ① 1を確認するため、官公署に対し、役員に関する個人情報提供され、照会が行われること
- ② ①のために必要な役員の情報（性別、生年月日、本籍地）を提供すること

年 月 日

●●●●知事（市長）様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

法人名称 _____

代表者氏名 _____ 印

(裏面)

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あっせん事業を行う者(その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。
- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
- 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 (略)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 八 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(参考様式2)

年 月 日

●●県警察本部暴力団対策主管課長 殿

●●県養子縁組あっせん事業主管課長

照 会 書

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、下記の者が「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、同通知に基づき、照会します。

記

- 1 法人の名称
- 2 代表者及び役員の人定事項（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所）

(参考) 暴力団排除条項

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

(参考様式3)

年 月 日

●●●●市町村長 殿

●●●●知事 (市長)

刑罰証明書の交付について (依頼)

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「法」という。)に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、法第8条に定める欠格事由に該当するか否かの確認のため、下記の者の刑罰証明書(別紙)が必要ですので、交付下さいますようお願い致します。

記

1 代表者及び役員の人定事項

| 氏名 | 生年月日 | 本籍地 |
|----|-------|-----|
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |

2 照会対象

1の者が以下に該当するか否かについて

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治40年法律第45号）第22章（同法第184条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

3 照会理由

本件の照会は、法第8条に定める養子縁組あっせん事業の許可の欠格事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（抄）

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あっせん事業を行う者（その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。
- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

- 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 (略)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 八 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(別紙)

刑罰証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者は、以下のいずれにも該当しない（以下に該当する）ことに相違ありません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治40年法律第45号）第22章（同法第184条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

_____ 年 _____ 月 _____ 日

●●●●市町村長 _____

(参考様式 4)

年 月 日

●●●●知事（市長） 殿

●●●●知事（市長）

照 会 書

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、下記の者が児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行ったことの有無を確認する必要がありますので、ご回答下さいますようお願い致します。

記

- 1 代表者及び役員の人定事項（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所、勤務歴のある児童福祉施設の名称及び当該児童福祉施設の勤務期間等）
- 2 照会対象
 - (1) 1 の者に関し、照会時点における養育里親又は養子縁組里親（以下「里親」という。）としての登録の有無
 - (2) 1 の者が、照会時点において里親として登録されている場合を除き、次の事項
 - ① 1 の者に関し、児童相談所が判定会議・援助方針会議等の結果に基づき、児童虐待相談として対応した事案の有無
 - ② 1 の者が被措置児童等虐待を行ったことの有無
- 3 照会理由
本件の照会は、法第 8 条に規定する養子縁組あっせん事業の許可の欠格事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

一～四 (略)

五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

六・七 (略)

八 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

宣 誓 書

1 誓約事項

- ① 以下のいずれにも該当しないこと
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者
 - (5) 養親希望者研修（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第10条第1項第4号に規定する養親希望者研修をいう。）を修了していない者
 - (6) 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）その他暴力団員等と関係を有する者ではないこと
- ② 同居人が(2)から(4)まで及び(6)のいずれにも該当しないこと

2 同意事項

- ① 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第24条第2項及び第30条の規定による確認に協力すること
- ② 1を確認するため、官公署に対し、養親希望者及びその同居人に関する個人情報提供され、照会が行われること

年 月 日

●●法人●●●●

代表 ●● ●● 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

氏 名 _____ 印 _____

(参考1) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等)

第二十四条 (略)

- 2 民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。
 - 一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所
 - 二 養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係
 - 三 養親希望者の職業、収入及び経歴
 - 四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 (略)

(養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者
- 六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

(養子縁組の成否等の確認)

第三十条 民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無
- 二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否
- 三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

(参考2) 国民の福祉に関する法律

- ・児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ・社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- ・児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号)
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号)
- ・児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号)
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成 11 年法律第 52 号)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)
- ・平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律 (平成 22 年法律第 19 号)
- ・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 107 号)
- ・子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)
- ・国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)
- ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成 28 年法律第 110 号)

(参考3) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律第 82 号) 第 2 条に規定する児童虐待若しくは児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者又は刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 22 章 (同法第 184 条を除く。) の罪 (わいせつ及び強制性交等の罪) を犯した者その他児童に関わる罪を犯し又はこれらに準ずる行為をした者

(参考様式6)

年 月 日

●●●●市町村長 様

●●法人●●●●
代表 ●● ●●

刑罰証明書の交付について（依頼）

養子縁組のあっせんに関し、養親希望者及びその同居人が、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第26条に定める事由に該当するか否かの確認のため、下記の者の刑罰証明書（別紙）が必要ですので、交付下さいますようお願い致します。

記

1 養親希望者及びその同居人の人定事項

| 氏名 | 生年月日 | 本籍地 |
|----|-------|-----|
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |

2 照会対象

上記の者が以下に該当するか否かについて

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
- ・ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ・ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）
- ・ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 22 章（同法第 184 条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

3 照会理由

本件の照会は、法第 26 条に定める事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考 1) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（抄）

（養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者）

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

五 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必

要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者
六 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

(参考2) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令
(平成29年政令第290号)(抄)

(法第八条第四号の政令で定める法律)

第一条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(以下「法」という。)第八条第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)
- 三～六 (略)
- 七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)
- 八 (略)
- 九 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)
- 十 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

(法第二十六条第三号の政令で定める法律)

第二条 法第二十六条第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)
- 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)
- 三 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)
- 四 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)
- 五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)
- 六 前条第二号、第七号、第九号及び第十号に掲げる法律

(別紙)

刑罰証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者は、以下のいずれにも該当しない（以下に該当する）ことに相違ありません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
- ・ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ・ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）
- ・ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 22 章（同法第 184 条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

_____ 年 _____ 月 _____ 日

●●●●市町村長 _____

(参考様式 7)

年 月 日

●●●●知事（市長） 殿

●●法人●●●●
代表 ●● ●●

照 会 書

養子縁組のあっせんに関し、下記の者が児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行ったことの有無を確認する必要がありますので、ご回答下さいますようお願い致します。

記

- 1 養親希望者及びその同居人の人定事項（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所、これらの者の子の氏名、勤務歴のある児童福祉施設の名称及び当該児童福祉施設における勤務期間等）
- 2 照会対象
 - (1) 1 の者に関し、照会時点における養育里親又は養子縁組里親（以下「里親」という。）としての登録の有無
 - (2) 1 の者が、照会時点において里親として登録されている場合を除き、次の事項
 - ① 1 の者に関し、児童相談所が判定会議・援助方針会議等の結果に基づき、児童虐待相談として対応した事案の有無
 - ② 1 の者が被措置児童等虐待を行ったことの有無
- 3 照会理由

本件の照会は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 26 条に規定されている事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第二号から第四号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

一～三 (略)

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

五・六 (略)